FP3級試験対策とポイント　＜金融資産運用＞

1．　経済指標の読み方

① GDP（国内総生産）とは、**国内で**生産されたすべての財・サービスの総額を付加価値で表したものであり、**外国企業が日本国内で生み出したものも含む**。GDP＝GDE（国内総支出）

② 日銀短観とは、日本銀行が**年4回**、企業経営者に対して行うアンケート調査である。その中の業況判断DIとは**経営者が景気をどのように見ているかを示す指標**である。

③ 景気動向指数（DI）とは、**内閣府**から**毎月発表**される代表的な経済指標である。先行指数、一致指数、遅行指数の3種類がある。一致指数が、**50%ラインを上から下に切るときが「景気の山」、下から上に切るときが「景気の谷」とされる**。

④ 物価指数のうち、**企業物価指数は日本銀行**が発表し、**消費者物価指数は総務省**が発表する。

⑤ マネーサプライとは**世の中に流通しているお金の総量**のことであり、一般に**M2＋CD**で表される。

2．　金融市場と代表的な金利

① 金融市場は取引される資金の満期までの期間が**短期（1年未満）**か**長期（1年以上）**かにより、短期金融市場と長期金融市場とに分類される。

② 短期金融市場は**インターバンク市場（金融機関のみ参加）**とオープン市場（一般企業も参加）に分類される。

③ インターバンク市場の中の**無担保コール翌日物レート**は代表的な短期金利であり、日本の政策金利とされる。

④ 一方、長期金融市場の公社債市場で取引される**新発10年物長期国債の利回り**は代表的な長期金利である。

⑤ 景気に回復の兆しが見え、企業の設備投資も旺盛になっているときは、一般に**金利は上昇**していく。逆に不景気になると、**金利は低下**していく。

⑥ **金利が下がると債券価格は上昇し、金利が上がると債券価格が下落する**。

⑦ 1ドル＝110円から1ドル＝120円になった。この場合、1ドルを買うのに10円多くかかるようになったので、**相対的にドルの価値が高まり円の価値が下がったことを意味する**。つまり円安（ドル高）になったのである。

⑧ 日本銀行が行う金融政策には**公定歩合操作**、**公開市場操作**、**支払準備率操作**があり、政府が行う財政政策には公共投資や増税、減税などがある。

⑨ **公開市場操作の「売りオペレーション（売りオペ）」**とは、日本銀行の保有する債券を民間銀行に売却することで、市場（世の中）から資金を吸収し、**金利を上昇させる**金融政策である。

3．貯蓄型金融商品

① 急激な**金利の上昇が予想されるとき**は、投資する側から見れば、固定金利商品より**変動金利商品の方が有利**な運用といえる。（ローンの場合は逆になるので注意！）

② 郵便局の定額貯金は、原則として**6ヶ月経過すればいつでも引き出し可能**で、預入時に遡って預入期間に応じた金利が適用されるしくみの**半年複利の固定金利商品**である。**最長10年間預入可**。

③ 大口定期預金は**固定金利（単利のみ）**の商品で、最低預入金額は**1000万円以上**である。また、マル優の適用はない。

④ 郵便貯金は住宅積立郵便貯金、財形貯金を除き、原則1人につき元本**1000万円まで**しか預入れができない。

⑤ 預け入れる側からすれば、**単利より複利**、同じ利率なら**1年複利よりも半年複利**、**半年複利よりも1ヶ月複利の方が有利**である。

4．債券投資

① 額面価格（100円）で発行される債券を**「パー発行」**、額面価格よりも低い価格（98円等）で発行される債券を**「アンダー・パー発行」**、額面価格よりも高い価格（102円等）で発行される債券を**「オーバー・パー発行」**という。

② 個人向け国債は、**「変動金利型10年」**と**「固定金利型5年」**に分類される。購入単位は**1万円**である。※頻出問題であるので表で確認しておくこと！

③ **信用度が高い債券**（日本の国債など）ほど**利回りは低く**、逆に**信用度が低い債券**（ベンチャー企業の社債など）ほど**利回りは高く**なる。

④ 債券に投資した後、**金利水準が上昇**すると、投資した**債券の価格は下落**するが、その際、**残存期間の長い債券**は残存期間の短い債券に比べて**価格変動が大きい**。

⑤ 債券は額面金額で償還されるため、比較的安全性の高い金融商品といえるが、**金利変動リスク**、**途中償還リスク**、**流動性リスク**、**信用（デフォルト）リスク**もある。

⑥ 格付けが**BBB（トリプルB）以上**の債券を**投資適格債**、BB（ダブルB）以下の債券を投機的債券という。

⑦ 債券の利回りには、**応募者利回り**、**最終利回り**、**所有者間利回り**、**直接利回り**の4つがある。※利回りの計算は必ず出来るようにしておくこと！

5. 株式投資

① 株主の権利には、**経営参加権**（会社の経営者を選出する権利）、**利益配当請求権**（会社が儲かったとき利益を分けてもらう権利）、**残余財産分配請求権**（会社が解散したとき残った財産を分けてもらう権利）がある。

② 成行注文と指値注文とでは、**成行注文の方が売買は成立しやすい**。

③ 株式の売買代金は、原則として**売買成立の当日（約定日）から起算して4営業日目**に受渡しとなる。つまり土日祝日は含まない。

④ **株式累積投資（るいとう）**とは、毎月一金額ずつ株式を購入していくもので**ドルコスト平均法**と呼ばれる1株当たりの購入単価を下げる効果がある。

⑤ **株式ミニ投資（ミニ株）**とは1単元の株数の10分の1の単価（例えば単元株が1000株なら100株、単元株が100株なら10株）で売買できるものである。**成行注文のみ可**。

⑥ 株式投資は、**値上がり益（キャピタルゲイン）**や**配当（インカムゲイン）**など、一般的な確定金利金融商品（債券や預貯金）に比べ、相対的に高い収益が期待できるが、収益の不確実性が大きくリスク商品ともいわれる。

⑦ **PER**（株価収益率）とは、株価と1株あたり純利益との関係をみた投資指標であり、一般に**小さいほど割安**である。

⑧ **PBR**（株価純資産倍率）とは、株価と1株あたり純資産との関係をみた投資指標であり、一般に**小さいほど割安**である。

⑨ **ROE**（株主資本利益率）とは、会社が株主資本（自己資本）を元にして、どれだけの利益を獲得しているかをみる投資指標であり、**大きいほど好ましい**。

⑩ **配当性向**とは、会社が獲得した利益（税引後）のうちどれだけ株主への配当に回しているかをみる投資指標であり、**大きいほど好ましい**。

6. 投資信託

① 投資信託は元本の安全性と収益の確保を図るために**分散投資が原則**になっており、運用は専門家（ファンドマネージャー）に任せられているが、**元本が保証されている訳ではない**。

② 証券投資信託において、**証券会社や銀行は販売会社**であるに過ぎず、信託財産（投資家から集めた資金）の**運用の指図は投信委託会社**が、信託財産の**保管・管理は受託銀行（信託銀行）**が行う。

③ **ノーロードファンドとは、購入時に販売手数料が掛からない投資信託**であるが、信託報酬と信託財産留保額は一般の投資信託と同様に負担する必要がある。

④ **公社債投資信託**とは、**株式を一切組み入れず**、国債や社債など安全性の高い公社債を中心に運用される。MMF、MRF、中期国債ファンドなどが代表的。

⑤ たとえ公社債中心であっても、**少しでも株式が組み入れられていれば株式投資信託**である。

⑥ **単位型投資信託**では、購入は当初の募集期間に限られるが、**追加型（オープン型）投資信託**では、途中からでも随時購入、追加設定が可能である。MMF、MRF、中期国債ファンドは追加型の公社債投資信託である。

⑦ **MRF（マネー・リザーブ・ファンド）とは、証券総合口座の専用ファンドである**。解約はいつでもペナルティなしで可能であり、MMF（マネー・マネジメント・ファンド）よりも流動性が高く普通預金に近い機能をもっているが、**元本が保障されている訳ではない**。

⑧ 日経平均やTOPIXなどの**ベンチマークを上回る収益を目指す**運用手法を**アクティブ運用**といい、トップダウンアプローチ、ボトムアップアプローチ、さらにグロース運用とバリュー運用

がある。

⑨ 日経平均やTOPIXなどの**ベンチマークと同等の収益を目指す**運用手法を**パッシブ運用**といい、インデックスファンドがその代表例である。

⑩ 投資信託を販売する際には投資家に対して**目論見書**を、決算期ごとに**運用報告書**を、それぞれ交付することが**義務づけ**られている。

7. 外貨建て商品、デリバティブ、ポートフォリオ理論

① **外貨建てMMF**は為替相場の影響を受ける。**国内の円建てMMFと異なり**、いつでも**ペナルティなしで解約できる**。国内の円建てMMFは30日未満の解約の場合、信託財産留保額が差し引かれる。

② 外国債券（外債）とは、**発行主体、発行通貨、発行場所のいずれかが海外**である債券のことをいい、サムライ債、ショーグン債、デュアル・カレンシー債などがある。

③ 外貨建て金融商品に投資するにあたって、**円を外貨に換える場合にはTTS**（対顧客電信売相場）、**外貨を円に換える場合にはTTB**（対顧客電信買相場）が適用される。

④ 金融派生商品（デリバティブ）とは、商品の価格変動リスクを回避しながら、有利な運用を目的に開発された金融商品であり、**先物取引**、**オプション取引**、**スワップ取引**の3つに分類される。

⑤ 資産Aと資産Bの値動きの相関の度合いを数値化したものを**相関係数**という。相関係数は**－1と1の間の数値をとり**、－1であれば2つの資産は全く反対の動きをし、0であれば2つの資産は全く関係のない動きをし、1であれば2つの資産は全く同じ値動きをする。よって1の場合はリスク低減効果がないといえる。

8. 金融商品と税金、預金者・投資家の保護

① 預貯金の利子は**利子所得**となり、一律**20%の源泉分離課税**（所得税15%、住民税5%）扱いとなる。保険期間が5年以下の一時払養老保険などの金融類似商品にかかる利息等についても同様である。

② 公社債の利子および公社債投資信託の収益分配金も**利子所得**（20%源泉分離課税）となる。

③ 株式の配当金および公募株式投資信託の収益分配金は**配当所得**となり、原則は総合課

税であるが、源泉徴収（平成21年3月までは10%、それ以後は20%）のみで納税を完了させることもできる。申告不要。

④ マル優制度とは、身体障害者や遺族年金を受けていて、所得を得ることが困難な人に対する配慮として、一定額以下の貯蓄から得られる**利息を非課税扱い**にする制度である。マル優、郵貯非課税、特別マル優（利付国債と公募地方債のみ）の3種類があり、それぞれ**元本または額面350万円**、1人あたり**合計1050万円まで**利用可。

⑤ 預金保険制度では、金融機関が破綻しても**元本1000万円とその利息まで**は全額保護される。ただし外貨預金、ヒット、スーパーヒットなどは対象外である。

⑥ 金融商品販売業者には「重要事項の説明義務」があり、説明義務違反で顧客が損害を被った場合には、**金融商品販売法**により**損害賠償を請求**できる。ただし郵便貯金、簡易保険、商品先物取引などは対象外。

⑦ 消費者と事業者との間で交わされる契約全般において、事業者の不適切な行為があった場合などには、消費者は**消費者契約法**により**契約の取り消し（または無効）**ができる。